

■第13回ミャンマー法整備支援本邦研修を実施しました。

平成30年7月2日（月）から同月13日（金）までの間、東京及び大阪において、「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」第13回本邦研修を実施しました。

ミャンマーに対する法整備支援プロジェクトは、法務省と独立行政法人国際協力機構（JICA）がミャンマー連邦最高裁判所、連邦法務長官府とともに、ミャンマーにおける法の支配及び民主主義の確立、持続的な経済成長を目的として、平成25年（2013年）から行っている国際協力です。平成29年（2017年）に日本とミャンマーとの間で取り交わされた継続合意に基づき、本年6月から「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」として新たなフェーズに移行しました。

「アジア最後のフロンティア」とも言われるミャンマーにおいては、近年、同国内へ投資参入しようとする外国企業の増加を背景に、売買契約や消費貸借契約などの従前からある典型的な契約類型に加え、担保取引、合弁、資金調達、国際仲裁などの多種多様な契約類型や条項が用いられるようになってきており、政府が当事者となる契約の事前審査を行っている連邦法務長官府の職員や、あらゆる紛争解決を担う立場の裁判官は、これらの新しい契約類型に関する深い知見が求められるようになっていきます。

また、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトでは、現在、ミャンマーにおける調停制度導入に向けた活動を行っており、これに関連して裁判外紛争解決制度（ADR）に関する広い知見が必要になっています。

そこで、今回の研修は、新たな契約類型や裁判外での紛争解決手段という2つのテーマにおいて知見を深めることを目的として、裁判官、法務官、連邦議会議員の合計16名の研修員を日本に招いて実施しました。



【講師の大谷剛彦元最高裁判事や研修員と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修には、大学教授や元裁判官、国際法務で活躍中の弁護士など様々な講師、関係者の御協力のもと、リース契約やジョイントベンチャー契約、国際仲裁、M&A等の新しい契約類型に関する講義や、民事・家事調停制度を中心に、日本の裁判外紛争解決制度（ADR）に関する講義、また、日本がこれまで歩んできた司法制度改革に関するものなど、合計14の様々な講義があり、また、家事調停室などの見学のため、大阪家庭裁判所への訪問、さらには、研修員による模擬調停を行い、ミャンマーにおける民事調停の在り方に関する討議を行いました。



【白石和泰弁護士（TMI 総合法律事務所）によるリース契約に関する講義風景】



【湯川雄介弁護士（西村あさひ法律事務所）による仲裁合意に関する講義風景】



【早川吉尚弁護士（瓜生・糸賀法律事務所）による国際仲裁に関する講義風景】



【大谷剛彦元最高裁判事による司法制度改革に関する講義で研修員が質問している様子】

ミャンマーにおける民事調停の在り方に関する討議では、研修員が当事者役、調停人役を務め、離婚や損害賠償請求に関する模擬調停も行いましたが、それまでの講義の内容を踏まえ、当事者の話をよく聞き、自主的な紛争解決を促すことなどを実践していました。



【研修員による模擬調停の様子】



【修了式後の記念撮影】

研修員からは、「これからのミャンマーにとって必要となる知識が詰まった充実した研修であった。」「ミャンマーでは、日本の司法制度改革や調停を含む各種ADR制度を参考に制度作りをしていきたい。」といった感想が聞かれました。

本研修にご協力いただいた多くの方にこの場を借りて感謝申し上げるとともに、今後も国際協力部の法整備支援にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。